

用地補償総合技術業務費積算基準 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行																				
<p>第2 積算基準 3 業務費の積算 (2) 各構成費目の積算 1) 直接人件費 直接人件費は、打合せ協議、現地踏査、概況ヒアリング等、権利者の特定、補償額算定書の照合、<u>補償金明細表の作成</u>、公共用地交渉用資料の作成等、公共用地交渉（費用負担説明を含む。）、移転履行状況等の<u>確認等</u>及び関係機関との連絡・調整で構成するものとし、表1及び表2の区分によるものとする。 なお、表2の区分Bについては、補正率により難易度補正を行うものとする。</p> <p>⑥-3 非木造建物補償額算定書の照合 非木造建物補償額算定書の照合を行う場合は、表9-3-1の構造別区分及び表9-3-2の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-3-3により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表9-3-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">構 造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非木造建物A</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）</td> </tr> <tr> <td>非木造建物B</td> <td>鉄骨造（非木造建物Aを除く）、<u>軽量鉄骨造（鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む）</u></td> </tr> <tr> <td>非木造建物C</td> <td>コンクリートブロック造、石造、れんが造</td> </tr> <tr> <td>非木造建物D</td> <td>プレハブ造（<u>非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く</u>）</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑨-1 公共用地交渉 公共用地交渉は、その段階に応じて、①土地・物件調書の説明及び確認、②補償内容等の説明、③損失補償協議書の交付及び説明、④補償契約書案の説明及び補償契約の承諾に係る公共用地交渉及び交渉記録簿の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。ただし、公共用地交渉の過程で補償の対象である相続財産について権利を放棄した者がいるときは、「⑨-2 権利者以外の関係者との軽微な対応」によるものとする。 区分Aの場合 直接人件費＝表13-1～4による単価 × 権利者数 区分Bの場合 直接人件費＝表14-1～4による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数</p>	区 分	構 造	非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）	非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、 <u>軽量鉄骨造（鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む）</u>	非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造	非木造建物D	プレハブ造（ <u>非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く</u> ）	<p>第2 積算基準 3 業務費の積算 (2) 各構成費目の積算 1) 直接人件費 直接人件費は、打合せ協議、現地踏査、概況ヒアリング等、関係権利者の特定、補償額算定書の照合、公共用地交渉用資料の作成等、公共用地交渉（費用負担説明）、移転履行状況等の<u>確認</u>及び関係機関との連絡・調整で構成するものとし、表1及び表2の区分によるものとする。 なお、表2の区分Bについては、補正率により難易度補正を行うものとする。</p> <p>⑥-3 非木造建物補償額算定書の照合 非木造建物補償額算定書の照合を行う場合は、表9-3-1の構造別区分及び表9-3-2の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-3-3により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表9-3-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">構 造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非木造建物A</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）</td> </tr> <tr> <td>非木造建物B</td> <td>鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造</td> </tr> <tr> <td>非木造建物C</td> <td>コンクリートブロック造、石造、れんが造</td> </tr> <tr> <td>非木造建物D</td> <td>プレハブ造（<u>鉄骨系、コンクリート系、木質系</u>）</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑨-1 公共用地交渉 公共用地交渉は、その段階に応じて、①土地・物件調書の説明及び確認、②補償内容等の説明、③損失補償協議書の交付及び説明、④補償契約書案の説明及び補償契約の承諾に係る公共用地交渉及び交渉記録簿の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。ただし、公共用地交渉の過程で補償の対象である相続財産について権利を放棄した者がいるときは、「⑨-2 権利者以外の関係者との軽微な対応」によるものとする。 区分Aの場合 直接人件費＝表13-1～4による単価 × 権利者数 区分Bの場合 直接人件費＝表14-1～4による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数</p>	区 分	構 造	非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）	非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造	非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造	非木造建物D	プレハブ造（ <u>鉄骨系、コンクリート系、木質系</u> ）
区 分	構 造																				
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）																				
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、 <u>軽量鉄骨造（鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む）</u>																				
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造																				
非木造建物D	プレハブ造（ <u>非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く</u> ）																				
区 分	構 造																				
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）																				
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造																				
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造																				
非木造建物D	プレハブ造（ <u>鉄骨系、コンクリート系、木質系</u> ）																				

(区分A)

表13-3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
③公共用地交渉(損失補償協議書の交付説明)	権利者	-	技師長 技師C	0.80	0.65	1.45人	
				0.80	1.04	1.84人	

(区分A)

表13-3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
③公共用地交渉(損失補償協議書等の交付説明)	権利者	-	技師長 技師C	0.80	0.65	1.45人	
				0.80	1.04	1.84人	